

宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、商店街活動における新たな担い手や中心人物の創出を図るため、商店街団体や若手・女性商業者グループが行う実践活動等に要する経費について、予算の範囲内において宮城県商店街NEXTリーダー創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において「商店街」とは、小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらが何らかの組織を形成しているものをいう。

2 この要綱において「商店街団体」とは、商店街を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等法人格を有するもの又は法人化されていない任意団体で、規約等により代表者の定めのあるものをいう。

3 この要綱において「商業者」とは、小売業、サービス業等を営む中小企業者をいう。

4 この要綱において「若手・女性商業者グループ」とは、若手（おおむね45歳までの者）又は女性商業者で構成され、若手又は女性商業者が構成員の過半数を超え、かつ代表者となるグループをいう。

（交付対象等）

第3 補助金の交付対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

（1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（2）県税に未納がある者

（3）別表1に規定する各コースのうち、同一のコースにおいて、3回以上交付決定を受けた者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

ア 経費の配分の変更のうち、補助金額に変更がない場合又は補助金額の20%以内の減額となる場合

イ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

(4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(5) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第6第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があつた場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(処分の制限を受ける財産)

第 9 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）であって、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間等)

第 10 規則第 21 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令」（昭和 53 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 360 号）に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては 5 年間とする。

2 第 9 に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、様式第 7 号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年 6 月 5 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助

金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 3 関係)

区分		事業内容	補助率	補助限度額
補助対象事業	ビギナーコース	トライアル事業 商店街や地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、新たに企画して実践する商店街や地域商業活性化のための事業 (例) ・共通デザインによる景観形成(看板、垂れ幕の作成等) ・観光客やインバウンド向け商店街マップの作成 ・まちゼミ、夜市、シャッターアート展等のイベント	定額	上限 3 0 0 千円 下限 2 0 0 千円
		魅力発信事業 若手・女性商業者グループを形成することが困難な地域において、商店街団体がまちづくり会社、特定非営利活動法人等、外部機関と連携し、商店街を含む地域の魅力を発信する事業 (例) ・SNSを活用したイベント情報、個店の魅力、空き店舗情報等の発信 ・PR動画の作成		
	エキスパートコース	トライアル事業 商店街や地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、新たに企画して実践する商店街や地域商業活性化のための事業 (例) ・共通デザインによる景観形成(看板、垂れ幕の作成等) ・観光客やインバウンド向け商店街マップの作成 ・まちゼミ、夜市、シャッターアート展等のイベント	1 / 2	上限 1, 0 0 0 千円
		ネットワーク化事業 複数市町村の商店街団体が連携して行う、人手不足の解消や商圈の拡大を図る事業 (例) ・イベントやマルシェの共同開催 ・商店街ツアーの実施		

別表 2（第 3 関係）

区分	内容
補助対象者	1 ビギナーコース (1) トライアル事業 ア商店街団体（若手・女性商業者グループが主導するものに限る）、任意の若手・女性グループであること。 イ構成員のうち 3 名以上が若手又は女性商業者であること。 (2) 魅力発信事業 商店街団体であること（仙台市中心部の商店街を構成する団体は除く）。 2 エキスパートコース (1) トライアル事業 ア 1（1）アの要件を満たすこと。 イ構成員のうち 5 名以上が若手又は女性商業者であること。 ウ 1（1）の交付実績を有していること又は代表者が宮城県商店街 NEXT リーダーセミナーを修了していること。 (2) ネットワーク化事業 ア複数の商店街団体で構成されていること（同一市町村内によるものを除く）。 イ構成員のうち 5 名以上が若手又は女性商業者であること。

別表 3（第 3 関係）

補助対象経費	1 謝金（外部専門家、講師等への謝金） 2 旅費（外部専門家、講師等への旅費） 3 賃金（事業運営のために雇用するアルバイト等への賃金） ※関係者（補助事業者の構成員、従業員、家族等）に支給するものは除く 4 消耗品費（事務用品、材料、ソフトウェア等の購入費用） 5 印刷製本費（パンフレット、チラシ等の印刷費用） 6 通信運搬費（電話、インターネット通信、郵便、運送等の費用） 7 広告料（広報誌等への掲載費用） 8 委託料（補助事業者において実施困難な業務を外注する費用） 9 使用料及び賃借料（会場使用料、事務機器リース料、ソフトウェア利用料等） 10 その他事業を実施する上で必要と認められる経費 ※送料や各種手数料等を除く。
--------	---